

『みのりある学校生活のために』

令和8年4月1日

すべての生徒が楽しく、充実した学校生活を送るために、ルールとマナーを守りましょう。

〈登校および下校について〉

- ・ 時間に余裕をもって登校しましょう。
- ・ 授業終了後、用事のない生徒はすみやかに下校しましょう。
- ・ 教職員及び学校長の許可を受けた者以外の校内立ち入りは禁止です。友人等であっても、他校の生徒や部外者の校内立ち入りはできません。

〈通学について〉

- ・ 公共交通機関を利用せず、自転車（等）の通学が必要な場合は、生徒個人票の【自転車（等）通学】の記述を読み、承諾のうえ生徒・保護者の署名をお願いします。（保険の未加入・期限切れとしないよう願います。）
- ・ 通学に使用する自転車（等）へ学校が発行する登録ステッカーを貼付し、常に安全運転を心がけて通学してください。登録ステッカー貼付のない自転車（等）での通学は禁止です。またヘルメットの着用が必須です。
- ・ 自動車（四輪車両）での通学は禁止です。
- ・ 自転車（等）登校時は校門で自転車（等）を降り、駐輪場まで押して移動し施錠してください。
- ・ 交通法規および交通マナーを守り、常に安全運転を心がけてください。万一、通学時に交通事故に遭ったり、交通違反をした場合は学校へ連絡してください。
- ・ 校内に駐輪している自転車（等）の破損、盗難について学校は責任を負いません。

〈学校生活について〉

- ・ 学校生活に不要なものは持ってこないようにしましょう。
- ・ 私物は各自で管理してください。
- ・ 教室、机等は全日制と共用です。私物を許可なく置いて帰らないようにしましょう。
- ・ スマートフォン（通信機能のあるもの）等の使用は、ほかの生徒の迷惑にならないよう心がけましょう。
授業中は電源を OFF もしくはマナーモードにしましょう。考査中の所持（ポケットに入れている等）は不正行為とみなされます。電源を OFF にして鞆等にしまいましょう。
- ・ 学校の備品はていねいに扱しましょう。破損したときは教職員まで届け出てください。
- ・ 食堂は授業時間以外に使用しましょう。
- ・ 事件や事故に巻き込まれたときは、担任の先生、生徒支援課へ連絡してください。

〈特別指導〉

本校教育活動に支障をきたす行為（以下参照）については、特別指導（停学等の懲戒）を行います。

- ・ 授業を受けずに校内を徘徊する行為や暴力行為
- ・ 校内備品を故意に（わざと）破損・破壊する行為
- ・ 教職員の正当な指導に従わない行為
- ・ 考査中の不正行為（カンニング、スマートフォン等の通信機能のある機器を考査中に所持する等は不正行為とみなされます）
- ・ 喫煙ならびに飲酒
- ・ 学校が安全で安心な学びの場であることを脅かすような行為